



利用者負担額等について（答申）

平成26年9月26日

羽村市子ども・子育て会議

利用者負担額等について

(答 申)

本会議は、平成26年7月28日に貴職から諮問された「利用者負担額等」について審議してきたが、このたび諮問項目について結論を得たので、ここに答申する。

平成26年9月26日

羽村市長 並 木 心 殿

羽村市子ども・子育て会議

会 長 松 本 多加志

副会長	関 谷 博
委 員	青 山 直 志
	芦 塚 のぞみ
	池 田 文 子
	石 塚 健 市
	岡 田 成 弘
	川 嶋 恵理子
	川 津 沙 織
	小 林 あや子
	島 津 彰 仁
	永 井 英 義
	西 田 雅 彦
	橋 本 富 明
	山 本 一 代

(五十音順)



はじめに

子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すものとして、平成27年4月にスタートする方針が示されている。

新制度は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されるもので、具体的には、0.7兆円程度を子ども・子育て支援に充てることとされている。

また、「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには、さらに0.3兆円超の財源が必要とされ、その確保が課題となっている。

市では、平成25年8月に当羽村市子ども・子育て会議を設置し、新制度において、市町村に策定が義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」の策定等に関し、意見聴取がなされており、これまで、8回の会議を重ねてきた。

新制度では、幼児教育・保育に係る利用者負担については、市町村が定めることとされており、当子ども・子育て会議では、市長から諮問された利用者負担額等についても審議を行い、その結果を、このたび当会議の意見として取りまとめた。

[諮問事項]

利用者負担額等について

- (1) 子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等

- (2) 学童クラブ育成料

目 次

1 「子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等」 について	1
(1) 1号認定：教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担 (利用先：認定こども園、幼稚園)	1
(2) 2号、3号認定：保育認定を受けた子どもの利用者負担 (利用先：認定こども園、保育園、家庭的保育等)	2
2 「学童クラブ育成料」について	2
3 付帯意見	3
4 参考	4
(1) 現行の幼稚園等の利用者負担	4
(2) 現行の保育園等の利用者負担	4
(3) 現行の学童クラブの利用者負担	5
(4) 新制度における利用者負担について	6
おわりに	7
資料編	9
1 諮問書（写し）	11
2 利用者負担額等の検討資料	12
3 子ども・子育て会議の審議経過	25
4 羽村市子ども・子育て会議委員名簿	26

1 「子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等」について

〈結論〉 子ども・子育て支援新制度への移行に際し、いずれも現行の負担水準を基本とすることが適当である。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育等を利用するに当たり、保護者は市町村に対して、子どもの年齢や保育の必要性の有無により分類される区分に該当することの認定の申請を行い、認定を受けることとなる。

特に、これまで、認定こども園、幼稚園、家庭的保育については、施設・事業者と保護者の直接契約により利用されていたが、新制度では、直接契約に加え、市町村の認定が必要となり、現行の手続きに変更が生じ、利用者にも少なからず、影響が生じることとなる。

こうしたことから、利用者負担額等の審議においては、新制度への移行に際し、できる限り現行の負担水準を基本とすることが適当であるとの結論に至った。具体的には以下のとおり。

(1) 1号認定：教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担

(認定こども園、幼稚園)

幼稚園等の利用者負担については、これまで長い間、設置者毎に自由設定されていたが、新制度では市町村が統一した額として定める必要がある。このため、審議に際しては、現行の幼稚園等の利用者負担の水準を基本として国が示した所得に応じた基準額を拠り所とした。

新制度においては、既存の私立幼稚園に限り、当分の間、新制度に移行しなくても、私学助成として財政支援を受けることができる。国が7月に実施したアンケート結果においては、都内において平成27年度から新制度に移行すると回答した幼稚園（学校法人立）は、3.9%であった。こうしたことから、幼稚園等を利用する際の利用者負担の設定に当たっては、新制度に移行しない幼稚園の利用者負担との均衡も考慮する必要があると考えた。

その結果、市内幼稚園等の現行の利用者負担にも近い水準である、国が示した「教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担（現時点ではイメージ）」を市における利用者負担額とすることが適当であるという結論に至った。

(2) 2号・3号認定：保育認定を受けた子どもの利用者負担

(認定こども園、保育園、家庭的保育等)

保育園については、児童福祉施設として法の定めに従い、長い間、市町村が統一の利用者負担を定めてきた経緯がある。羽村市においても、同様であり、現行水準を基本とするためには、所得税額を算定根拠とする現行の「羽村市保育園運営費徴収規則」に定める徴収基準額を新制度における保育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額とすることが適当であるとの結論に至った。

なお、保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担については、新制度の趣旨を踏まえ、保育標準時間認定を受けた子どもの△1.7%を基本とすることが適当であるとの結論に至った。

2 学童クラブ育成料について

《結論》 現行の学童クラブ育成料の額を継続することが適当である。

放課後児童健全育成事業として実施している学童クラブの利用者負担の取り扱いは、新制度による影響を受けるものではないが、学童クラブは、新制度において「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられている。

このため、市の学童クラブの育成料についても、前述の「子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等」と同様、新制度への移行時期ということを考慮し、現行の羽村市学童クラブ条例に定める育成料の額を継続することが適当であるとの結論に至った。

3 付帯意見

国が定める利用者負担額の水準は、平成27年度の予算編成過程を経て決定するとされている。

このため、市においては、当会議の答申に加え、国や東京都の今後の動向を注視し、利用者の負担軽減に資する措置等が示された場合には、そうした内容も踏まえて、利用者負担額を決定されることを望むものである。

当会議では、新制度への移行時であることを考慮して、「子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等」については、現行の利用者負担の水準を基本とすることが適当であるとの結論を導き出したところであるが、今後の新制度の運営状況により、一定期間が経過した後には、あらためて利用者負担の検証を行う必要があると考えている。

4 参 考

(1) 現行の幼稚園等の利用者負担

私立幼稚園は、私立学校に位置付けられ、入園料、保育料、給食費、施設維持費、行事費用等の実費徴収など、各設置者の判断により設定した利用者負担を保護者から徴収している。

羽村市の市民は、市内7つの私立幼稚園（認定こども園含む）と、市外12（平成26年度）の幼稚園を利用している。幼稚園の利用者負担額は、施設によって異り、所得状況に関わりなく、入園料の他、定額を毎月の保育料として支払っている。

なお、幼児教育の振興を図る観点から、市町村において保護者の所得状況に応じた「幼稚園就園奨励事業」を実施する場合には、国が所要経費の一部を補助している。

羽村市では「幼稚園就園奨励事業」を実施するとともに、「幼稚園保護者負担軽減補助事業」として、東京都の経費負担のある補助と市単独補助を合わせて実施している。

また、「幼稚園就園奨励事業」では、多子世帯については、基準内の2人目以降の子どもの保育料の負担軽減も行っている。

(2) 現行の保育園等の利用者負担

児童福祉法では、保護者の労働等によりその子どもが保育に欠ける場合、保護者からの申し込みにより、認可保育園において保育することが市町村の義務とされている。

このため、市町村は公立保育園における保育、又は私立の認可保育園に委託する保育を行い、保育所運営費の保護者負担分として、所得状況や子どもの年齢等に応じて保護者負担額を定め、市町村が徴収している。

羽村市においても、公立、私立を問わず保育園を利用する際の保護者負担額を市が定め、徴収している。保育園も、多子世帯については、基準内の2人目以降の子どもの保育料の負担軽減を行っている。

現在、羽村市が実施している家庭福祉員制度（保育ママ）は、市が定額の利用者負担額を定め、保護者からは、保育料の他、給食費等の実費を徴収している。

(3) 現行の学童クラブの利用者負担

学童クラブは、社会福祉法及び児童福祉法において、「放課後児童健全育成事業」に位置付けられ、市町村や民間事業者による事業が実施されており、利用者負担については、それぞれの事業主が定めている。

現在、羽村市内には、民間事業者による「放課後児童健全育成事業」は、実施されていない。羽村市が事業主として実施している12の公立学童クラブがあり、市が利用者負担を育成料として定め、保護者からは、月額育成料の他、延長育成料、おやつ代の実費を徴収している。

なお、生活保護世帯及び同一世帯で2人以上の児童が利用している場合等について、育成料の減免を行っている。

(4) 新制度における利用者負担について

- 新制度における利用者負担については、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準（額）を限度として、市町村が地域の実情に応じて定めることとされている。
- 利用者負担に関して国が定める基準（額）は、最終的に、平成27年度予算編成を経て決定するとされているが、新制度の円滑な移行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう利用者負担のイメージが示された。
- 新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定し、その認定区分に応じたサービスを利用し、市町村が定めた利用者負担を支払うこととなる。

○ 3つの認定区分

・ 1号認定：教育標準時間認定 子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
利用先 認定こども園、幼稚園

・ 2号認定：満3歳以上・保育認定 子どもが満3歳以上で、保護者の労働等
「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合
利用先 認定こども園、保育園

・ 3号認定：満3歳未満・保育認定 子どもが満3歳未満で、保護者の労働等
「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合
利用先 認定こども園、保育園、家庭的保育等

※ 2号認定・3号認定では、保護者の就労時間等に応じて保育標準時間認定（主にフルタイム就労を想定）と保育短時間認定（主にパートタイムの就労を想定）に区分され、利用者負担に差を設けている。

おわりに

新制度は、平成27年4月にスタートする方針が示されているものの、国による検討が遅れ、当会議の議論の過程においても、多くの具体的内容が決定していないことが明らかとなった。

また、新制度における財政支援の水準が、現行より低額になってしまうという事態は大きく報道され、特に認定こども園において顕著となっていることが、当会議の委員からも報告された。量的拡充と質の改善を図るとされた新制度については、国は、早期に情報を提供し、必要な財源を確実に確保したうえで実施していくべきと考える。

さらに、スタート時点で解決できない様々な課題については、関係者の意見を聴き、必要な見直しを行うことが必要であり、真に一人ひとりの子どもの健やかな成長に資する制度となることを期待するものである。



資料編

1 諮問書 (写し)



羽子子発第4514号
平成26年7月28日

羽村市子ども・子育て会議
会長 松本多加志 殿

羽村市長 並 木



利用者負担額等について(諮問)

羽村市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第26号)第2条の規定に基づき、
下記事項について諮問します。

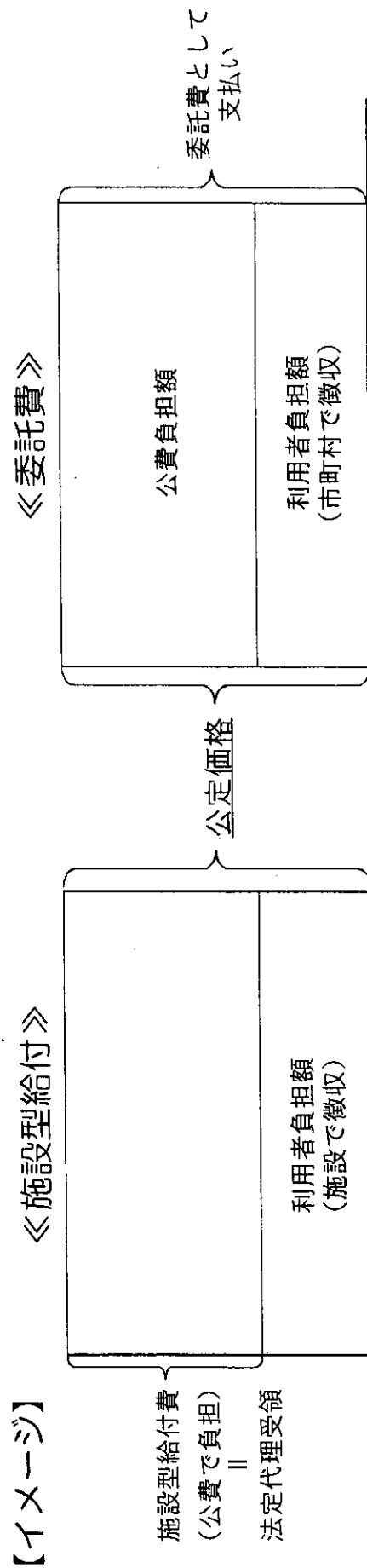
記

- 1 子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額等について
- 2 学童クラブ育成料について

子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
（子ども子育て支援法27条、29条等）
「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」
- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

※この基本構造は委託費も同様。



利用者負担について

※赤字は子ども・子育て会議（第15回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第20回）
合同会議（平成26年5月26日開催）提出資料に追記・修正した部分

出典：子ども・子育て会議（第17回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第21回）合同会議（H26.7.31）資料抜粋

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受けるとともに、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受けるとともに、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

